

令和7年 第5回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年5月23日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年5月23日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年5月26日 月曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 平 子 良 之 委員 | 2番 | 片 倉 功 委員 |
| 3番 | 小 林 美和子 委員 | 4番 | 平 博 之 委員 |
| 5番 | 青 木 久美子 委員 | 6番 | 工 藤 俊 昭 委員 |
| 7番 | 渋谷 吉 介 委員 | 8番 | 青 木 龍 哉 委員 |
| 9番 | 寺 嶋 嘉 春 委員 | 10番 | 安 部 剛 委員 |
| 11番 | 椎 名 一 志 委員 | 12番 | 高 橋 忠 委員 |
| 13番 | 鈴 木 憲 一 委員 | 14番 | 井 淵 博 昭 委員 |
| 15番 | 鈴 木 淳 一 委員 | 16番 | 高 橋 剛 委員 |
| 17番 | 寒 河 江 忠 委員 | | |
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高橋嘉樹 事務局長
井上克俊 係長

三浦美佐子 補佐
深瀬柊介 主事

議事日程

令和7年5月26日 月曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 議案第17号 事業計画変更申請について |
| 日程第4 | 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから令和7年第5回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告はありません。よって、ただいまの出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。

議席番号15番 鈴木 淳一 委員、議席番号16番 高橋 剛 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を受けます。井上係長。

◎井上係長

— 報告第7号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この2件についてご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問がないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 議案第17号 事業計画変更申請について1件を議題といたします。

事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第17号朗読後、説明 —

本案件は令和5年7月27日付け指令置総農振第50号にて転用許可が発出されております。続いて、本案件の申請理由です。転用当初、長井南産業団地整備事業の盛土材仮置き場として、2年間の一時転用を申請しておりましたが、農地に復元するための川砂の搬出が当初の転用期間では完了できないことから、さらに1年間事業延長し、3年間の事業として変更するものでございます。なお、現場の状況として既に川砂の搬入及び成型は完了しております。今年度の事業者が決定し改めて事業工程を確認したところ、当初の転用期間では搬出が完了できないことが判明しこのたびの変更に至ったものでございます。また、今回はあくまでも期間延長による事業計画変更でありますので、事業計画内容そのものや事業面積等に変更はありません。最後に農地法の観点からですが、変更後は合計で3年間の一時転用となりますが、農地法の運用上、3年以内の期間であれば一時的な利用に該当すると判断されるため、当該変更申請は妥当なものと思われまます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで、寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

部会長報告をさせていただきます。今月の議案で上がっております事業計画変更申請についてご報告いたします。本案件については、先ほど事務局の説明にもあった通り、当時、2年間の一時転用として令和5年7月27日付けで許可が発出されておりましたが、期間を1年間延長する必要が生じたことから、事業計画変更申請を提出された案件となります。土地の所在についても、先ほど事務局から報告のあった通りです。なお、この度の期間延長申請に関し、さらに今年1年間、作付け等できなくなってしまうわけですが、土地所有者2名からは期間延長についての同意を得ており、賃借料等は以前と同様の内容という旨の覚書が取り交わされていることは、事務局を通して担当課である新産業団地整備課から確認しております。また今回は、期間延長に係る事業計画変更申請となっているため、事業計画そのものや事業面積に変更はないとのことで、問題はないと思われまます。しかしながら、本来は2年間で事業完了して農地に復元する見込みのものとして一時転用の許可がおりていたわけですので、このたびの延長に関しても、迅速かつ丁寧に事業を実施していただき、土地所有者及び耕作者さんに対して、不利益を被らないようにしていただきたいと思います。以上で報告を終わらせていただきます。お

願います。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。事業計画変更申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第17号 事業計画変更申請1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第17号 事業計画変更申請意見について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第18号朗読後、説明 —

転用の目的といたしましては、木材置き場及び駐車場の設置のためです。なお、先ほど「面積661㎡」と申し上げましたが、今回の転用の併用地として、宅地が1,787.04㎡ございます。続いて概要です。譲受人が行っている木材加工販売等の業務拡大のため、当該会社の隣地である申請地を譲り受け、木材置き場や駐車場として利用するため申請するものです。なお当社は、これまで木材置き場を持っていなかったとのことで、今回の申請によって新規開設するものでございます。また、申請地で保管する予定の木材を近年需要があることを見込んで薪にして、その製造は既存施設…皆様のお手元の資料をご覧ください…地番が△△-1の土地で行う計画でございます。続いて費用面です。土地取得費として総額■■万■■円。造成費として■■万■■円。総額■■万■■円となっております。要件ですが、当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、集落に接続するため、許可は可能となります。続いて造成は、約40センチの盛土及び切土を行います。法面は現在の現在と同じ高さになるため、法面措置は不要となります。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。続いて位置関係についてですが、北側、南側、東側はすべて宅地。西側は畑及び宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物を設置しないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われまます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第5回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9 : 1 2

上記のとおり、令和7年第5回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年5月26日

| | | |
|---------|-----|---|
| 議 長 | 会 長 | ⑩ |
| 議事録署名委員 | 15番 | ⑩ |
| 議事録署名委員 | 16番 | ⑩ |